上砂川町水防計画

上砂川町防災会議

目　　次

第１章　総則　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
　第１節　目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
　第２節　水防責任の大綱　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第２章　水防組織と機構　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
　第１節　水防管理団体の組織と機構　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
　第２節　隣接市町村水防管理団体及び警察官との協力及び応援　・・・・・・・・・・・・ 4

第３章　水防危険区域及び水防施設　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
　第１節　水防危険区域の指定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
　第２節　水防施設　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第４章　通信連絡　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
　第１節　気象通報等の通信連絡　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
　第２節　町の通信連絡　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
　第３節　水防信号　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第５章　水防活動　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
　第１節　水防非常配備体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
　第２節　監視及び警戒・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
　第３節　地域別現地対策班　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
　第４節　警戒区域の設定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
　第５節　水防標識及び身分証票　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
　第６節　水防作業及び工法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
　第７節　避難及び立退き　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
　第８節　決壊通報　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

第６章　公用負担等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

第７章　水防報告　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

第８章　水防訓練　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

第１章　総則

第１節　目的

（目的）

第１　この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号、以下「法」という。）第 32 条の規定に基づき、上砂川町の水防事務を円滑に推進するため必要な事項を規定し、河川の増水、その他による水災を警戒し、防ぎょし、及びこれによる被害を軽減することを目的とする。

第２節　水防責任の大綱

（水防の責任）

第１　法に定める水防に関係ある機関及び一般住民等の水防上の責任の大綱は、次のとおりとする。

１．上砂川町

（１）法第３条の規定に基づき、上砂川町は水防管理団体として上砂川町区域内における水防を十分に果たすべき責任を有する。

（２）水防管理団体の行う事務の調整及び円滑な実施を図るため、上砂川町防災会議に諮って、水防計画を作成または修正するものとする。

２．石狩川開発建設部

（１）石狩川開発建設部長は、洪水等による危険が切迫したときは、水災を防ぎょしこれによる被害を軽減する措置をとること。

（２）石狩川開発建設部長は、国の所管する雨量水位観測所において観測した雨量・水位を、必要に応じ水防管理者に通知すること。

３．北海道

（１）空知支庁

ア．空知支庁は、水防管理団体が行う水防が十分に効果を発揮するよう指導に努めること。

イ．支庁長は、次に掲げる通知を受けたときは、直ちに関係水防管理者等に受けた内容を通知すること。

（ア）札幌管区気象台が気象の状況により、洪水等のおそれがあると認め発表する通知をうけた場合

（イ）法第 10 条第２項の規定により、北海道開発局長が札幌管区気象台長と共同して発表する洪水予報の通知を受けた場合。

（ウ）法第 16 条第１項の規定により、指定した河川につき北海道開発局長が発表する水防警報を受けた場合。

（２）札幌土木現業所

ア．洪水等による危険が切迫した場合において、水災を防ぎょし、またはこれによる被害を軽減する措置をとること。

イ．道の所有する雨量水位観測所において、観測した雨量、水位を必要に応じ水防管理者に通知すること。

４．上砂川町消防本部

（１）上砂川町消防本部は、水防管理団体と密接な連絡をとり、その区域における水防を十分に果たす責任を有するものとする。

（２）上砂川町消防本部は、単独で責任を果たすことが困難、または不適当と認められる場合においては、洪水等による共通性を勘案し、関係消防組織と共同して水防を行うものとする。

５．砂川警察署

（１）水災等の情報の収集、人心安定のための広報活動の実施、及び水防活動用予警報の伝達について協力を行うこと。

（２）危険区域居住者の避難誘導、被害者の救助等について協力を行うこと。

（３）水災時における水防活動用車両の優先通行の確保、交通秩序の維持、各種犯罪の予防取締りを行うこと。

６．札幌管区気象台

札幌管区気象台長は、前 3（１）のイの（ア）に定める事態が発生したときは、その状況を北海道開発局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

７．居住者の義務

法第 24 条の規定に基づき、上砂川町の区域内に居住する者、及び水防の現場にある者は、水防管理者または消防長から水防に従事することを要請されたときは、これに従うものとする。

第２章　水防組織と機構

第１節　水防管理団体の組織と機構

（町の組織）

第１　町は、上砂川町災害対策本部条例（昭和 37 年 12 月 22 日条例第 29 号）及び上砂川町災害対策本部運営規程（昭和 40 年 4 月 1 日防災会議訓令第 1 号）の定めるところに準じ、別に定める組織（別表１、上砂川町水防本部組織図）により水防事務を処理するものとする。

なお、町に災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部でその事務を処理するものとし、水防事務の総括は総務部（総務財政課）で行うものとする。また、状況により水防本部を設置せず、町課設置条例施行規則の定める分掌事務に基づき水防事務を処理することができるものとする。

（水防本部各部の所掌事務）

第２　水防本部各部の所掌事務は、別表２に定めるところによるものとする。

（消防機関の組織）

第３　町消防機関の組織は、別表３のとおりとする。

（消防機関の水防分担区域）

第４　消防機関の水防分担区域及び配置人員は、次に定めるとおりとする。ただし、分担区域以外の区域であっても、消防長が必要と認め指示したときは直ちに出動し、現地水防活動にあたるものとする。

上砂川町総体責任者　　上砂川町消防本部消防長　　川下　清　（TEL　62－2021･･･消防本部）

管轄区域	区　分	責任者の職・氏名	分担及び区域				
			分担及び責任者		人員	所管区域	担当河川
上砂川町全域	消防署	署長　川下　清	全署員		16	全町	パンケ歌志内川及び西山沢川全域
	消防団	団長　池田　虎男	第１分団	稲井　康英	29	東鶉、中央、朝駒本町、中町、東山及び東町地区	パンケ歌志内川鶉八千代橋以東及び西山沢川
			第２分団	佐藤　義明	19	鶉、緑が丘、鶉本町及び下鶉地区	パンケ歌志内川鶉八千代橋以西

第２節　隣接市町村水防管理団体及び警察官との協力及び応援

（隣接市町村水防管理団体との協力応援）

第１　法第 16 条の規定に基づく隣接市町村水防管理団体との協力応援系統は、次のとおりとする。

上砂川町水防管理団体
役　　場　62-2011
消防本部　62-2021

市町村水防管理団体	市外局番	市役所 町役場	消防本部
砂川市水防管理団体	0125	54-2121	54-2196 注-1
奈井江町水防管理団体	0125	65-2111	65-2258 注-2
歌志内市水防管理団体	0125	42-3211	42-3255

注-1　砂川地区広域消防組合（砂川市所在）
注-2　砂川地区広域消防組合（奈井江支署）

（費用の負担）

第２　隣接市町村水防管理団体から協力応援を受けた場合、または協力の要請を受けて出動した場合に要した費用の負担の方法は、双方の水防管理者が協議して定めるものとする。

（警察官との協力応援）

第３　警察官との応援協力は、「上砂川町地域防災計画」（第 5 章第 1 節動員計画）の定めるところによるものの他、水防管理者及び消防長が協力応援を求めるときの、法に規定されている事項は次のとおりである。

（１）警察通信施設の使用 …… 法第 27 条第 2 項
（２）警戒区域の設定 …… 法第 21 条第 2 項
（３）警察官の出動 …… 法第 22 条
（４）避難、立退きの場合における通知…… 法第 29 条

第３章　水防危険区域及び水防施設

第１節　水防危険区域の指定

（水防危険区域等の指定）

第１　町内河川等で、水防区域及び市街地における低地帯の浸水予想区域は、別表４のとおりとする。

第２節　水防施設

（水位観測）

第１　町内における水位観測所は、次のとおりである。

観測所名	水系名	河川名	所在地	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位
鶉八千代橋	石狩川	パンケ歌志内川	字鶉	1.00m	1.50m	1.80m	1.90m

（雨量観測所）

第２　町内において雨量観測を実施している機関は、次のとおりである。

上砂川町消防本部（署）（ＴＥＬ　62-2021）

所轄区分	観測所名	河川名	位置	観測員名	備考
上砂川町消防本部（署）	消防署 気象観測所	パンケ歌志内川	上砂川町	消防署員	

（水防資器材の備蓄と調達）

第３　水防作業の実施にともなう水防資器材の備蓄は、別表５のとおりである。

なお、消耗資材については町が保有するもののほか、民間から必要に応じて発注調達するものとする。

（水防用土砂採取場）

第４　水防管理者は、有事に備え土砂採取場を調査し、または土砂を堆積しておくものとする。堆積場所は、別表６のとおりである。

第４章　通信連絡

第１節　気象通報等の通信連絡

（水防活動用予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等）

第１　水防管理者または、水防に関係ある機関は、常に気象の状況に注意するとともに、札幌管区気象台及び北海道開発局から発表される次の水防活動用の各種予報及び警報の処理に遺漏のないようにしなければならない。

水防活動用予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等の種類

区　　分	種　　類	発 表 機 関	摘　　要
予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等 （気象業務法 第 14 条の 2 第 1 項 法第 10 条第 1 項）	大雨注意報 大雨警報 洪水注意報 洪水警報	札幌管区気象台	水防活動用として特に発表されるものではなく、一般向け注意報及び警報の発表をもって代える
洪水予報 （法第 10 条第 2 項 法第 11 条 気象業務法 第 14 条の 2 第 2 項 第 14 条の 2 第 3 項） ＊	はん濫注意報 はん濫警戒情報 はん濫危険情報 はん濫発生情報	北海道開発局 北海道 札幌管区気象台 共同	指定河川について、水位または流量を示して行う予報
水防警報 （法第 16 条） ＊	待機 準備 出動 指示 解除	北海道開発局 北海道	指定河川流域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表

（注）水防活動用注意報及び警報は、水防活動用として特に発表されるものではなく、一般向け注意報及び警報に含めて発表されるものである。従って、洪水注意報が発表されたときは、直ちに水防活動用注意報が発表されたことになる。

＊　洪水予報及び水防警報は当町の河川には発表されないが、砂川市及び奈井江町に発表される場合があり、第 2 章第 2 節第 1 による協力応援を想定し記載したものである。

（水防活動用予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等の伝達系統）

第２　水防管理者は、水防活動用予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等・洪水予報・水防警報の通知を受けたときは、次表により伝達を行うものとする。

水防活動用予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等

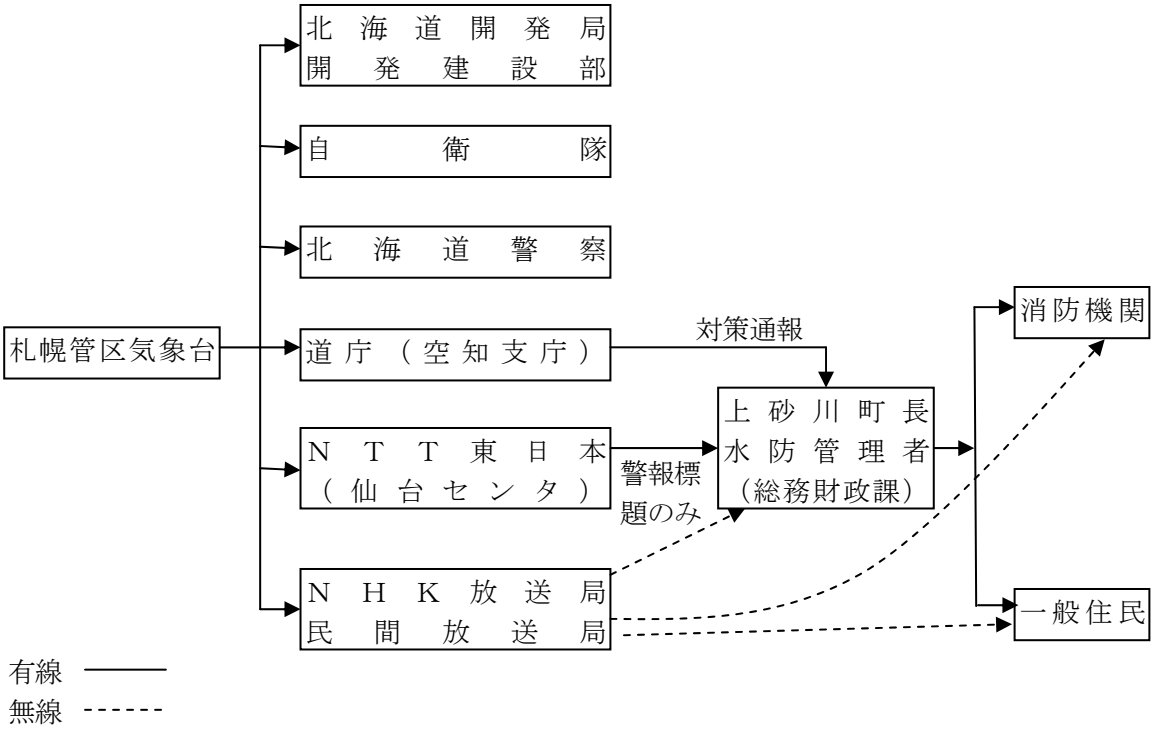

（注）水防本部設置後の水防活動用予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等の通報及び決壊通報等の受理及び伝達は、総務部（総務財政課）が所掌する。

（洪水予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等の伝達系統）

第３　水防管理者または消防機関の長は、町内河川（パンケ歌志内川及び奈井江川等）の量水標の水位が、大雨または融雪水等により警戒水位を越えて洪水となるおそれがあるとき、または氾濫などにより重大な災害がおこるおそれがあるときは、直ちに次表により通報するものとする。

洪水予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等

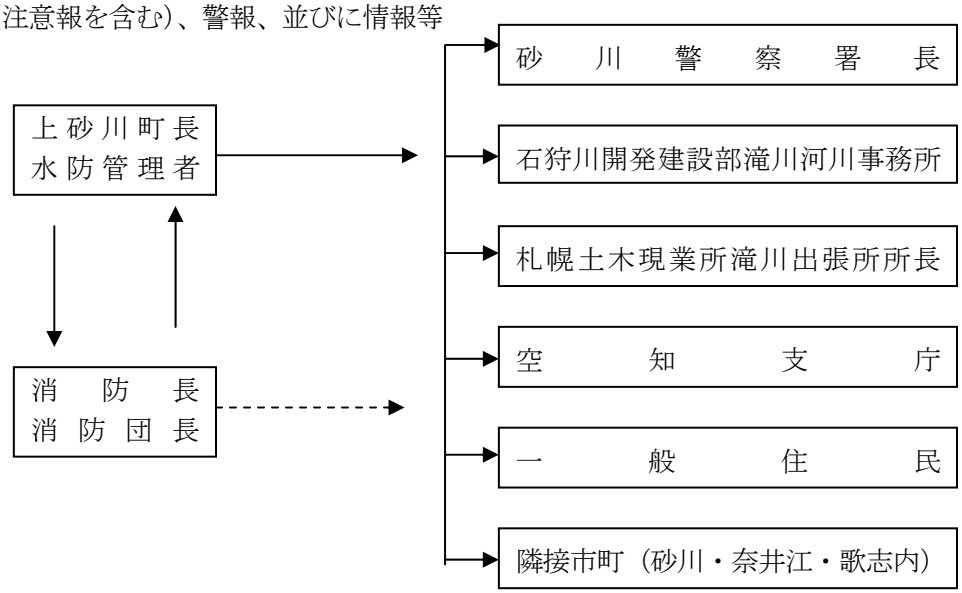

（注）消防長は、水防管理者が現場に所在せず緊急に通報する必要があると判断した時は、上記通報図に準じ通報を行うものとする。

（1）北海道開発局と札幌管区気象台が共同で発表した場合については次表により行う。

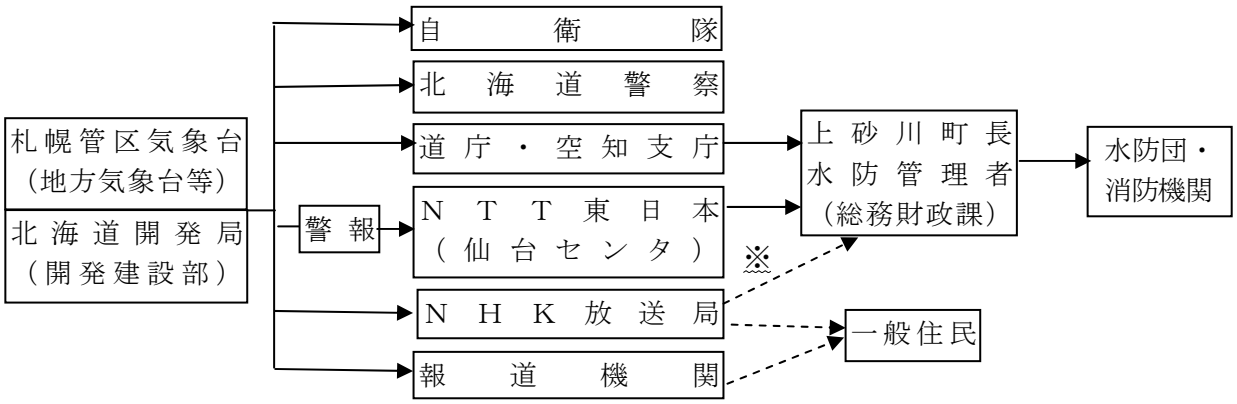

※印は警報発表時のみ

（2）北海道と札幌管区気象台が共同で発表した場合については次表により行う。

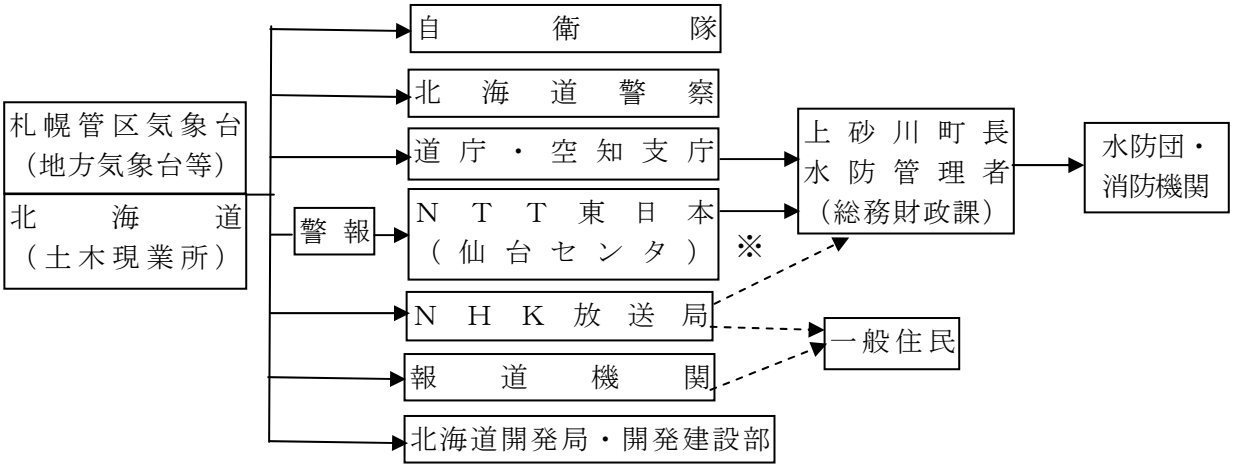

※印は警報発表時のみ

（水防警報の伝達系統）

第 4　水防管理者は、北海道開発局並びに北海道が水防警報を発表し、通知を受けたときは、次表により伝達を行うものとする。

（1）北海道開発局が発表した場合

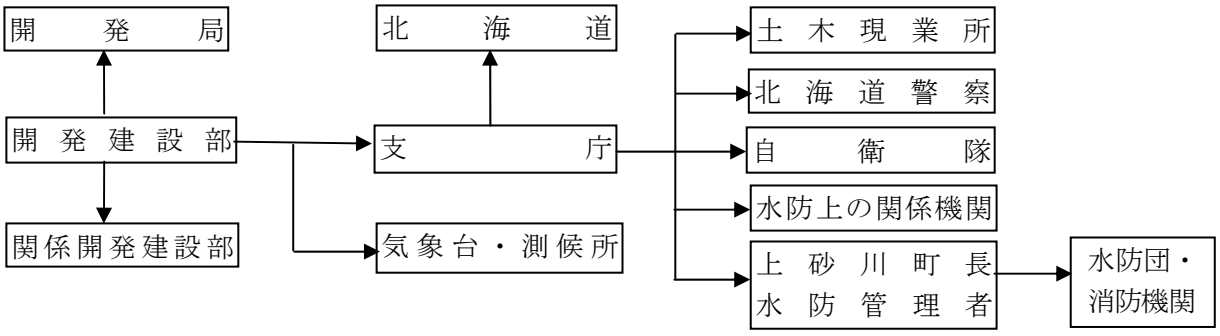

（2）北海道が発表した場合

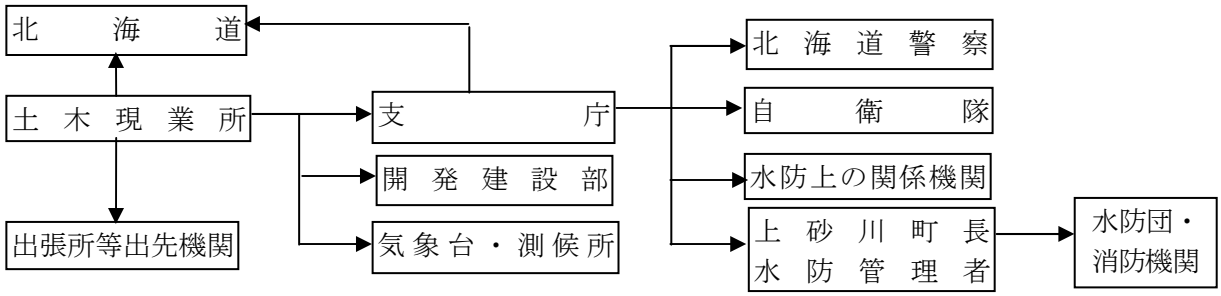

（水防管理者の情報収集）

第５　水防管理者は、水防に係る予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等が発表された場合、土木現業所長からの通報を受けた場合、または洪水等の災害のおそれがある場合には、インターネットで公開されている「北海道川の防災情報」などを活用し、随時に雨量及び水位情報の収集・把握に努めなければならない。

第２節　町の通信連絡

（町の通信連絡）

第１　町の通信連絡は、東日本電信電話株式会社通信施設（以下「電話（ＮＴＴ線）という。」によるが、同施設が使用不能な場合は別記第１表を用いて行うものとする。

また、町から水防関係機関への通信連絡系統は、別記第２表とする。

＜別記第１表＞

副通信施設

専用通信施設	設置場所	施設種別	担当者	使用手続	連絡先
町防災行政無線(移動携帯局を含む)	上砂川町役場	無線	町総務財政課長	口頭	近隣市町村
消防無線(移動携帯局を含む)	上砂川町消防本部	無線	町消防長	口頭	砂川地区広域消防組合及び奈井江支署歌志内市消防本部
道防災行政無線	上砂川町役場	無線	町総務財政課長	口頭	道庁（空知支庁）近隣市町村
北海道警察専用電話	砂川警察署上砂川警察官駐在所	専用電話無線	駐在所長	口頭	砂川警察署

＜別記第２表＞

水防関係機関通信連絡系統

通信先	第１系統電話（ＮＴＴ）	第２系統	第３系統
上砂川町消防本部	0125-62-2021	町防災行政無線	車利用
空知支庁(地域政策課)	0126-20-0033 FAX　0126-25-8144	総合行政ネットワーク 局番　6-450-2191 FAX　6-450-4893	車利用
石狩川開発建設部滝川河川事務所	0125-76-2211	車利用	車利用
札幌土木現業所滝川出張所	0125-22-3434	車利用	車利用
砂川警察署上砂川警察官駐在所長	0125-62-2044	車利用	車利用
陸上自衛隊滝川駐屯地第10普通科連隊	0125-22-2141	車利用	車利用
北海道農政事務所地域第１１課	0125-22-1511	車利用	車利用
北海道空知保健福祉事務所滝川地域保健部	0125-24-6201	車利用	車利用
ＮＴＴ東日本㈱北海道支店	011-212-4466	FAX　011-222-9254	車利用
北海道電力㈱滝川営業所	0125-24-7166	車利用	車利用
北海道中央バス㈱空知事業部	0125-22-2104	車利用	車利用
上砂川建設業協会	0125-62-2121	車利用	車利用

（連絡責任者）

第２　水防責任者及び水防に関係ある機関は、水防警報及び情報連絡等の重要性に鑑み、連絡責任者を定め、その氏名をあらかじめ関係ある水防管理団体及び関係機関に通知しておくものとする。

また、交替した場合も同様とする。連絡責任者の職は、別表８に定めるとおりである。

第3節　水防信号

（水防信号の指定）

第1　法第13条の規定により、知事の定める水防信号は次のとおりとする。

方法 区分	警　報　信　号	サイレン信号	摘要
警戒信号	○休止　○休止　○休止	5秒 ＿ 15秒　5秒 ＿ 15秒　5秒 ＿ 15秒 ○－休止　○－休止　○－休止	気象台から洪水警報を受けたときまたはは ん濫注意水位になったとき
出動第1信号	○－○－○　○－○－○　○－○－○	5秒 ＿ 6秒　5秒 ＿ 6秒　5秒 ＿ 6秒 ○－休止　○－休止　○－休止	消防機関の全員出動信号
出動第2信号	○－○－○－○　○－○－○－○ ○－○－○－○	10秒 ＿ 5秒　10秒 ＿ 5秒　10秒 ＿ 5秒 ○－休止　○－休止　○－休止	本町の区域内に居住する者の出動信号
危険信号 (避難立退き)	乱　打	1秒 ＿ 5秒　1秒 ＿ 5秒　1秒 ＿ 5秒 ○－休止　○－休止　○－休止	必要と認める区域内の居住者に避難のため立退きの事を知らせる信号

（備考）１．信号は、適宜の時間継続すること。

２．必要があれば、警報信号及びサイレン信号を併用する事を妨げない。

３．危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

第５章　水防活動

第１節　水防非常配備体制

（町の配備体制）

第１　町は法第 10 条による洪水予報及び法第 16 条に規定する水防警報を受けたとき、または洪水の危険が予想されるときから、その危険が解消されるまでの間は、次による非常配備体制により水防事務を処理するものとする。

なお、災害対策本部が設置されたときは、上砂川町地域防災計画に基づく非常配備体制により処理するものとする。

町の非常配備基準

種別	配備基準	配備時期	配備要員
第一非常（準備）配備	災害情報の収集連絡のため、少人数をもって当たるもので、状況により第2非常配備体制に円滑に移行できる体制とする。	１．暴風・暴風雪・大雨・洪水等の警報が発令され災害の発生が予想されるとき。 ２．その他本部長が特に必要と認めるとき。	総務財政課長、同主幹、庶務係長、その他総務財政課長の指定する職員。 企画産業課長、同主幹、その他企画産業課長の指定する職員。 建設水道課長、同主幹、その他建設水道課長の指定する職員。 福祉保健課長、その他福祉保健課長の指定する職員。 町民生活課長、その他町民生活課長の指定する職員。 教育委員会教育次長、その他教育長の指定する職員。 その他町長が指定した管理職員。
第二非常（警戒）配備	関係対策部の所要人員をもって当たるもので、災害の発生とともにそのまま直ちに応急対策が開始できる体制とする。	１．局地的な災害の発生が予想される場合、または災害が発生したとき。 ２．その他、本部長が特に必要と認めるとき。	総務財政課全員。 その他、各課は係長以上の職員及び指定する職員。
第三非常（出動）配備	災害対策本部の全員をもって当たるもので、状況によりそれぞれの災害応急活動ができるよう待機または出動して災害応急活動に従事する体制とする。	広域にわたる災害の発生が予想される場合、または被害が甚大であると予想される場合において、本部長が配備を指令したとき、または予想されない重大な災害が発生したとき。	水防本部全員。

消防機関の非常配備基準

種別	配備の時期	配備の内容
第一非常配備（待機）	1．水防警報河川に水防警報（待機）が発令されたとき。 2．大雨警報、洪水警報が発令されまたは河川等の状況により待機を必要と認めたとき。 3．北海道知事から、待機の指示を受けたとき。	1．幹部消防職・団員の招集を行い、状況に応じ直ちに出動できるよう非番の職員に対し自宅待機を指示する。 2．水防区域、その他水防上注意を要する箇所の非常監視警戒を行うこと。 3．予想される災害の状況程度によって小隊以下の一部の職団員を招集し、隊の増強を行うこと。
第二非常配備（準備）	1．水防警報河川に水防警報（準備）が、発令されたとき。 2．大雨警報、洪水警報が発令され、または河川等の状況により水防活動の準備を必要と認めたとき。 3．北海道知事から、出動準備の指示を受けたとき。	1．非番消防職員の半数及び消防団員の半数を招集し、各隊の編成を行うこと。 2．水防本部に連絡員の派遣を行い、連絡情報の収集につとめること。 3．出動車両の点検整備を行うこと。 4．水防資器材及び各隊装備器材の整備・準備を行うこと。 5．出動の場合の順路検討、これに伴う対策の確認を行うこと。 6．重要水防区域、その他水防上の注意を要する箇所の非常監視警戒の強化を行うこと。
第三非常配備（出動）	1．水防警報河川に水防警報（出動）が発令されたとき。 2．大雨警報、洪水警報が発令されまたは雨量・水位・流量・その他の状況により堤防の溢水（水があふれる）、決壊等のおそれがあるとき。 3．北海道知事から、出動の指示を受けたとき。	1．消防職・団員の全部を招集し、隊の編成を行い、現地に出動、水防活動及び避難救助活動を行うこと。

第２節　監視及び警戒

（常時監視）

第１　水防管理者は、町職員及び消防職員により常時水防区域内の河川を監視させ、水防上危険であると認められる箇所を発見したときは直ちに報告させ、当該河川の管理者に連絡し必要な措置を求めるものとする。

巡視責任者は、次のとおりとする。

区域	河川の名称	巡視担当部署	巡視責任者	巡視員の数
町内全域	パンケ歌志内川 西山沢川	建設水道課 消防本部	建設水道課長 消防長	２人 ２人

（非常監視及び警戒）

第２　水防管理者は、非常配備を指令したとき、または、水防上必要があると認めたときは、前第１に定める監視員及び第２章第１節第４に定める消防機関の担当者に、その担当水防区域の監視警戒を厳重にさせ、監視員が異常を発見したときは直ちに水防管理者に報告させ、直ちに河川管理者に連絡するものとする。

なお、堤防等の警戒巡視にあたり、特に監視を厳重にすべき事項は次のとおりとする。

（１）堤防の居住地側斜面で、漏水または飽水による亀裂及び崩れ
（２）堤防の川側斜面で、水当りの強い場所の亀裂及び崩れ
（３）堤防の上端の亀裂または沈下
（４）堤防の溢水（水があふれる）状況
（５）橋梁及びその他の構造物と堤防の取り付け部分の異常
（６）流木等による流水及び橋梁等の構造物の異常
（７）堤防斜面の崩れ及び鉄砲水発生の危険性
（８）がけ崩れ等

第３節　地域別現地対策班

（地域別現地対策班の設置）

第１　水防管理者は、前第２節第１に定める監視員により構成する地域別現地対策班を設置し、次に掲げる業務を所掌させることができる。なお、地域別現地対策班は、水防部水防第１班に属するものとする。

１．前第２節第２に定める非常監視及び警戒を行い、河川等の状況を水防管理者に報告するものとする。

２．地元住民及び自衛水防団に、河川の状況等を通報するものとする。

第 4 節　警戒区域の設定

（警戒区域の設定）

第 1　消防機関に属する者は、法第 14 条に基づき、水防上緊急の必要がある場所に警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、またはその区域からの退去を命ずることができるものとする。

（警察官の警戒区域の設定）

第 2　警察官は、前項に定める場所において、消防機関に属する者がいないとき、またはこれ等の者から要求があったときは、消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

２．警戒区域を設定した警察官は、直ちに水防管理者、消防長及び警察長に報告するものとする。

第 5 節　水防標識及び身分証票

（水防標識）

第 1　法第 18 条の規定により水防のために出動する舟・車馬等の標識は次のとおりとする。

前面ウインドステッカー　　標　　旗　　標　　燈

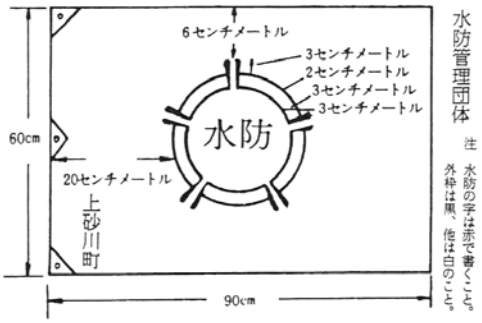

（資料収集のための職員等の身分証明書）

第 2　法第 49 条第 1 項に定める業務を行うため、町の職員及び水防管理団体の職員並びに消防機関に属する者の身分証明書は次のとおりとする。

表

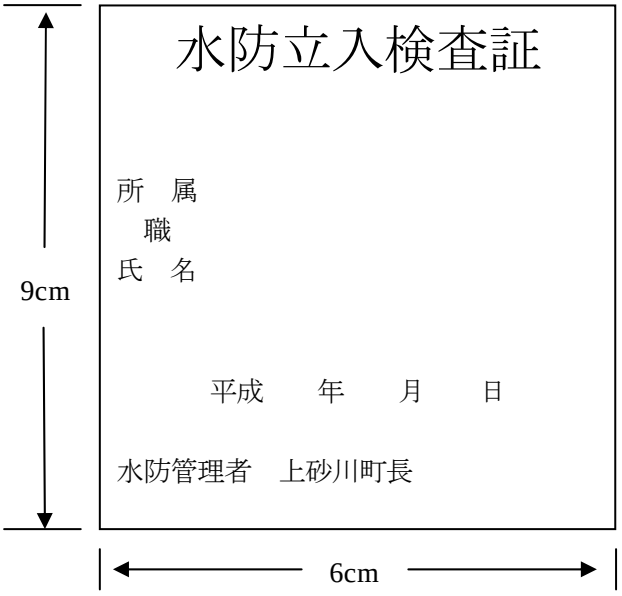

裏

1　本書は、他人に貸与し若しくは贈与しまたは勝手に訂正しないこと。

2　本書は、身分を失ったときは直ちに発行者に返還すること。

3　本書は、水防法第 49 条第 2 項による立入票である。

第 6 節　水防作業及び工法

（水防工法）

第 1　水防作業を必要とするとき異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、または被害の拡大を防ぐため、堤防の構造・流速・斜面・護岸の状態等を考慮し、最も有効適切な工法を選択し、迅速かつ的確に作業を実施するものとする。

（水防区域内における水防工法）

第 2　水防区域における水防工法の種類は別表 9 のとおりである。

第 7 節　避難及び立退き

（避難及び立退きの指示）

第 1　水防管理者は、堤防が決壊した場合、または堤防の決壊の恐れのある場合は、「上砂川町地域防災計画」（第 5 章第 3 節避難救出計画）の定めるところにより直ちに必要と認める区域の居住者に対し、立退きまたはその準備を指示するものとする。

　なお、立退きを指示したときは、速やかに北海道知事（空知支庁長）及び砂川警察署長に報告しなければならない。解除公示した場合も同様とする。

（警察官の避難の指示）

第 2　警察官は、水防管理者が、避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、または水防管理者から要求があったときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難の立退きまたは準備を指示することができるものとする。この場合において、直ちにその旨を水防管理者に通知するものとする。

（災害時要援護者への伝達）

第 3　浸水想定区域内の高齢者、障害者、乳幼児等の災害時要援護者その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（災害時要援護者関連施設）について、洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等を電話、ＦＡＸ、広報車等により施設管理者に伝達するとともに避難誘導等を実施する。

（避難者の輸送・避難場所の指定）

第 3　避難者の輸送・避難場所の指定は、「上砂川町地域防災計画」（第 5 章第 3 節避難救出計画及び第 12 節輸送計画）に定めるところによるものとする。

第 8 節　決壊通報

（決壊通報）

第 1　堤防等が決壊した場合は、水防管理者及び消防長は、直ちに次表により通報するものとする。

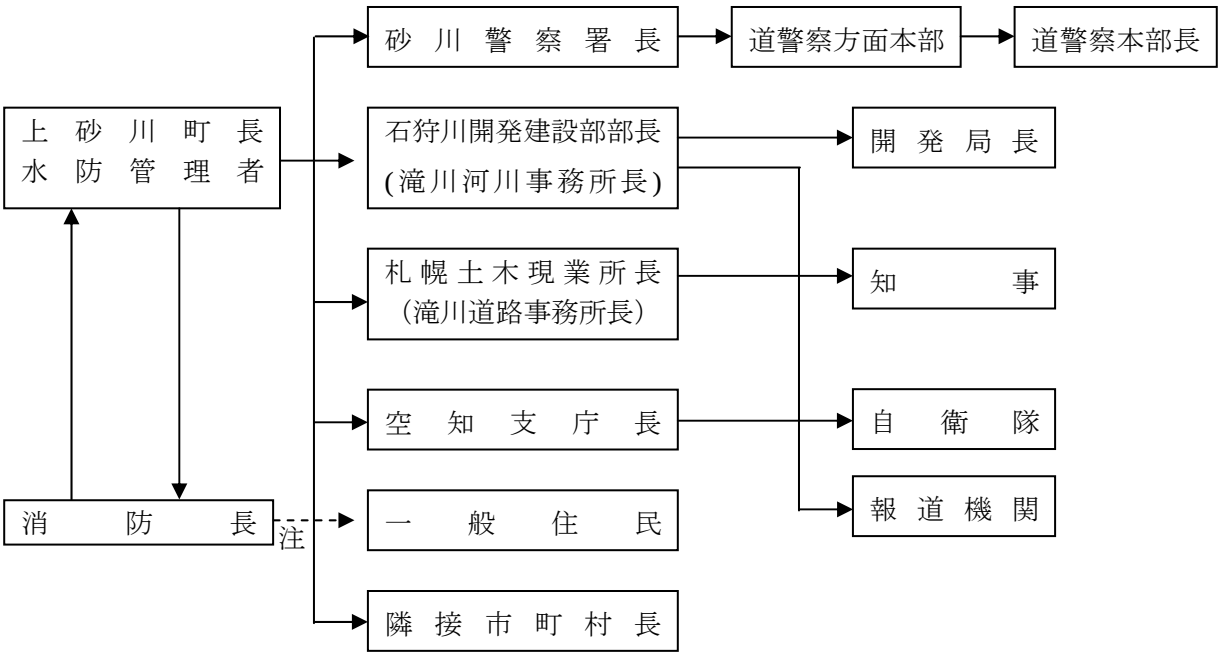

（注）消防長は、水防管理者が現場に所在せず、緊急に通報する必要があると判断したときは、上記通報図に準じ、通報を行うものとする。

（水防解除）

第 2　水防管理者は、水位がはん濫注意水位以下に減じかつ危険がなくなったときは、水防の警戒体制を解除し、これを一般住民に周知するものとする。

第６章　公用負担等

（公用負担）

第１　水防管理者または消防機関の長が水防のため緊急の必要があるときに、法第 28 条の規定により行使することができる公用負担に係る権限は、次のとおりとする。

（１）土地の一時使用

（２）土石、竹木、その他の資材の使用または収用

（３）車馬その他の運搬具または器具の使用

（４）工作物その他の障害物の処分

２．公用負担の権限を行使する者はその身分証明書を、また、これらの者の命を受けた者は、次に定める委任を受けた証明証を携行し、関係人の請求があった場合はこれを提示するものとする。

第　　号

公 用 負 担 権 限 委 任 証

住所
職名
氏名

上記の者に　　区域における水防法第 28 条第 1 項の権限行使について委任したことを証明する。

平成　　年　　月　　日

委任者　　氏名　　㊞

●規格は、縦 9 センチメートル、横 6 センチメートルである。

（公用負担命令書）

第 2　公用負担の権限を行使する者は、次に定める証票を 2 通作成して、その 1 通を目的物の所有者、管理者またはこれに準ずる者に交付するものとする。

（損失補償）

第 3　水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、法第 28 条の規定により損失を補償するものとする。

第　　号

公 用 負 担 命 令 書

住所
氏名

水防法第 28 条第 1 項の規定により、次のとおり公用負担を命ずる。

1　目的物
　（1）所在地
　（2）名　称
　（3）種　類
　（4）数　量
2　負担内容（使用、収容、処分等について詳記すること）

平成　　年　　月　　日

命令者　　職　　氏名　　㊞

（日本工業規格　A４版）

（公務災害補償）

第 4　法第 24 条の規定により水防に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、または障害の状態となったときは、法第 45 条の規定に基づき、「市町村消防団員等公務災害補償条例」（昭和 32 年 2 月 13 日条例第 1 号）の定めるところにより補償しなければならない。

第７章　水防報告

（水防報告）

第１　水防管理者は、次に定める事態が発生したときは、速やかに空知支庁長に報告するものとする。

（１）消防機関を出動させたとき。

（２）他の水防管理団体に応援を要求したとき。

（３）その他必要と認める事態が発生したとき。

（水防活動実施報告）

第２　水防管理者は、水防活動が終結したときは、速やかに記録を整理するとともに、次に定める様式による水防活動実施報告を翌月５日までに空知支庁長に２部提出するものとする。

水防活動実施報告書

（市町村　　）

区　　分	水防活動延人員	使　用　資　材　費			備　　考
		主 要 資 材	その他資材	計	
水防管理団体分前回迄	人	円	円	円	
月　分					
累　計					

（作成要領）

１.「前回迄」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。

２.「主要資材」欄は、土のう、シート、ロープ、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、置石及び土砂の使用額を記入すること。

３.「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。

第８章　水防訓練

（水防訓練）

第 1　水防管理者は、消防機関の職員及び団員に対し、随時水防工法についての技能を修得させるため、法第 35 条に定めるところにより毎年 1 回以上水防訓練を実施するものとする。

＜別表１＞

上砂川町水防本部組織図

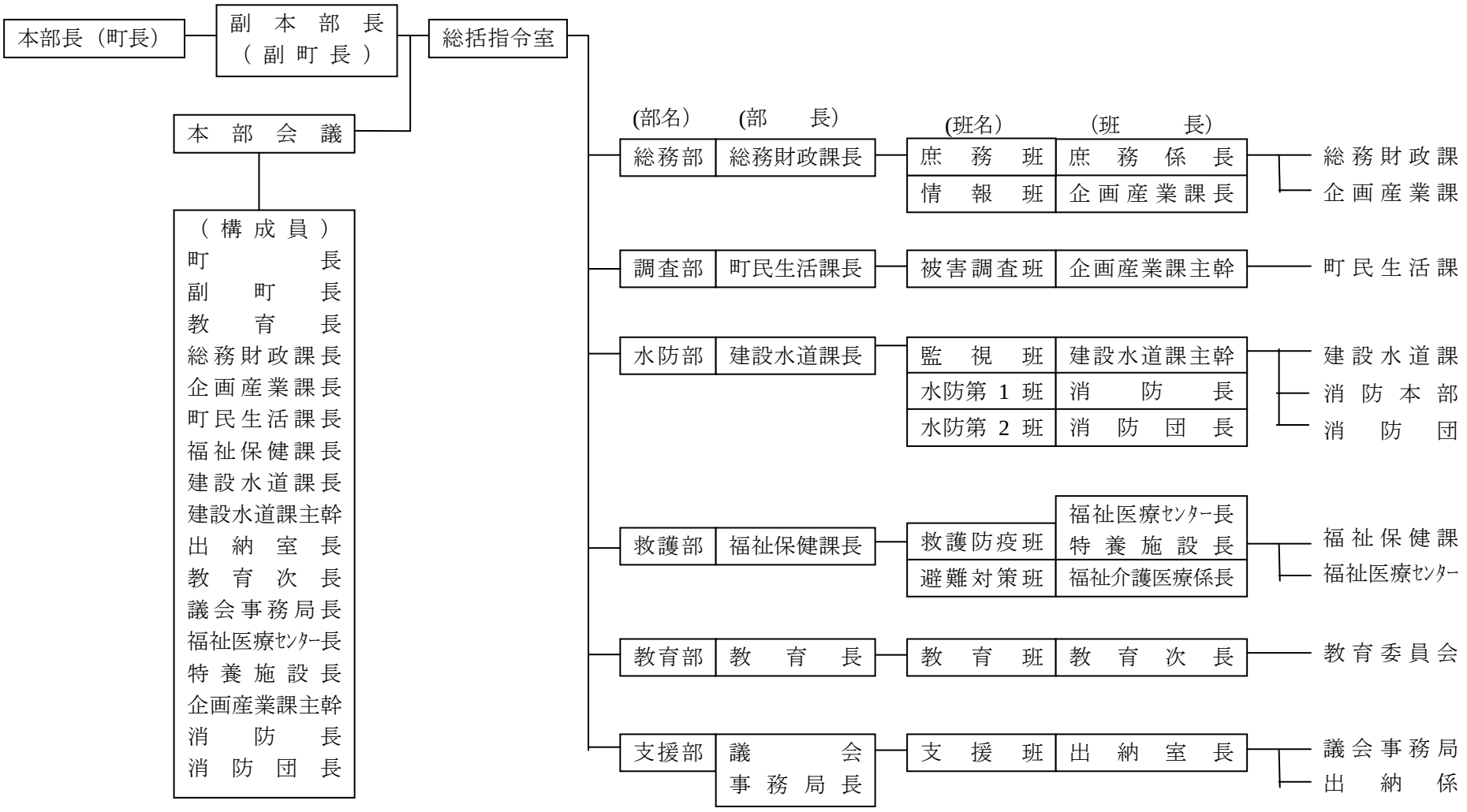

- 21 -

水防本部設置前連絡員及び本部情報連絡員一覧表

本部設置前連絡員

課名	職名	連絡先（内線）	備考
総務財政課	総務財政課長	210	
企画産業課	企画産業課長	220	
町民生活課	町民生活課長	300	
福祉保健課	福祉保健課長	310	
建設水道課	建設水道課長	350	
出納室	出納室長	202	
教育委員会	教育次長	62-2118(外)	
議会事務局	議会事務局長	250	
消防本部	消防長	62-2021(外)	

本部情報連絡員

担当		職名	連絡先（内線）	備考
総務部		総務財政課長 企画産業課長	210 220	
	庶務班	庶務係長	211	
	情報班	企画広報係長	221	
調査部		課税係長	301	
水防部		建設水道課長	350	
	監視班	建設課主幹	341	
	水防班	上水道係長	342	
救護部		福祉保健課長	310	
	救護防疫班	福祉介護医療係長	318	
	避難対策班	保健予防係長	332	
教育部		学務係長	62-2117(外)	
消防部		消防本部警防係長	62-2021(外)	
支援部		議会事務局長	250	

＜別表２＞

上砂川町水防本部各部所掌事務

＜総務部＞

班別	所　掌　事　務
庶務班	１．本部員会議及び指令室の庶務に関すること。 ２．防災会議所属機関及びその他関係機関等との防災活動の連絡調整及び要請に関すること。 ３．その他各部に属しない防災庶務に関すること。 ４．本部の配備体制に関すること。 ５．支援活動団体等の配備調整に関すること。 ６．被災地または要警戒区の状況に関すること。 ７．防災関係輸送対策に関すること。 ８．通信連絡機能の確保に関すること。 ９．本部員会議及び指令室に対する予報（注意報を含む)、警報、並びに情報等及び各種情報受理に関すること。
情報班	１．本部記録の集約に関すること。 ２．雨量水位通知の受理及び伝達に関すること。 ３．災害資料に関すること。 ４．災害状況の公表に関すること。 ５．報道機関との連絡に関すること。 ６．住民に対する災害情報等の広報に関すること。 ７．産業関係被害の防止及び調査に関すること。

＜調査部＞

被　害 調査班	１．警戒区及び被災現地状況速報に関すること。 ２．被災世帯・住宅等の被害調査に関すること。

＜水防部＞

監視班	１．重要水防区域及び水防施設の調査に関すること。 ２．重要水防区域の常時監視に関すること。 ３．水防危険区域の警戒監視に関すること。 ４．区域外の巡視警戒及び水防に関すること。 ５．内水排除活動に関すること。
水　防 1・2 班	１．水防活動に関すること。 ２．水防区域の警戒巡視。 ３．消防ポンプによる浸水地域排水活動に関すること。 ４．人命救助、行方不明者捜索、救助資器材の確保、急病者等の救護所搬送、緊急通信連絡に関すること。 ５．水害時消防活動に関すること。 ６．水防応急資器材の調達に関すること。

＜救護部＞

救　護 防疫班	１．人的被害のとりまとめ及び死体収容配置に関すること。 ２．災害救助適用関係事務の調整に関すること。 ３．被災者に対する応急生活援護物資の支給に関すること。 ４．義援金品等の受付、保管及び配分に関すること。 ５．被災者に対する弔慰金、厚生資金及び援護資金に関すること。 ６．被災地及び避難所の防疫に関すること。 ７．被災地及び避難所の保健指導に関すること。 ８．被災者に対する給食に関すること。 ９．災害業務従事者に対する給食に関すること。 10. その他災害に伴う保健衛生環境の維持に関すること。 11. 被災地の清掃に関すること。 12. し尿処理に関すること。 13. 災害時における応急医療等に関すること。 ●応急救護所の開設 ●被害者の応急医療及び助産 14. 医薬品及び医療資材の確保に関すること。
避　難 対策班	１．避難者の誘導及び収容に関すること。 ２．避難所の開設 ●収容者の把握、名簿作成 ●食物生活物資の配布等援護業務 ●日誌、記録作成 ●施設の防火、秩序の維持環境整備

＜教育部＞

教育班	１．災害時における応急教育に関すること。 ●児童、生徒の避難 ●被災児童、生徒の給食及び教科書、学用品の支給教育施設の防災、災害応急措置に関すること。 ２．その他教育災害応急措置に関すること。

＜支援部＞

支援班	１．応急対策の緊急支援に関すること。

＜別表３＞

上砂川町消防機関組織図

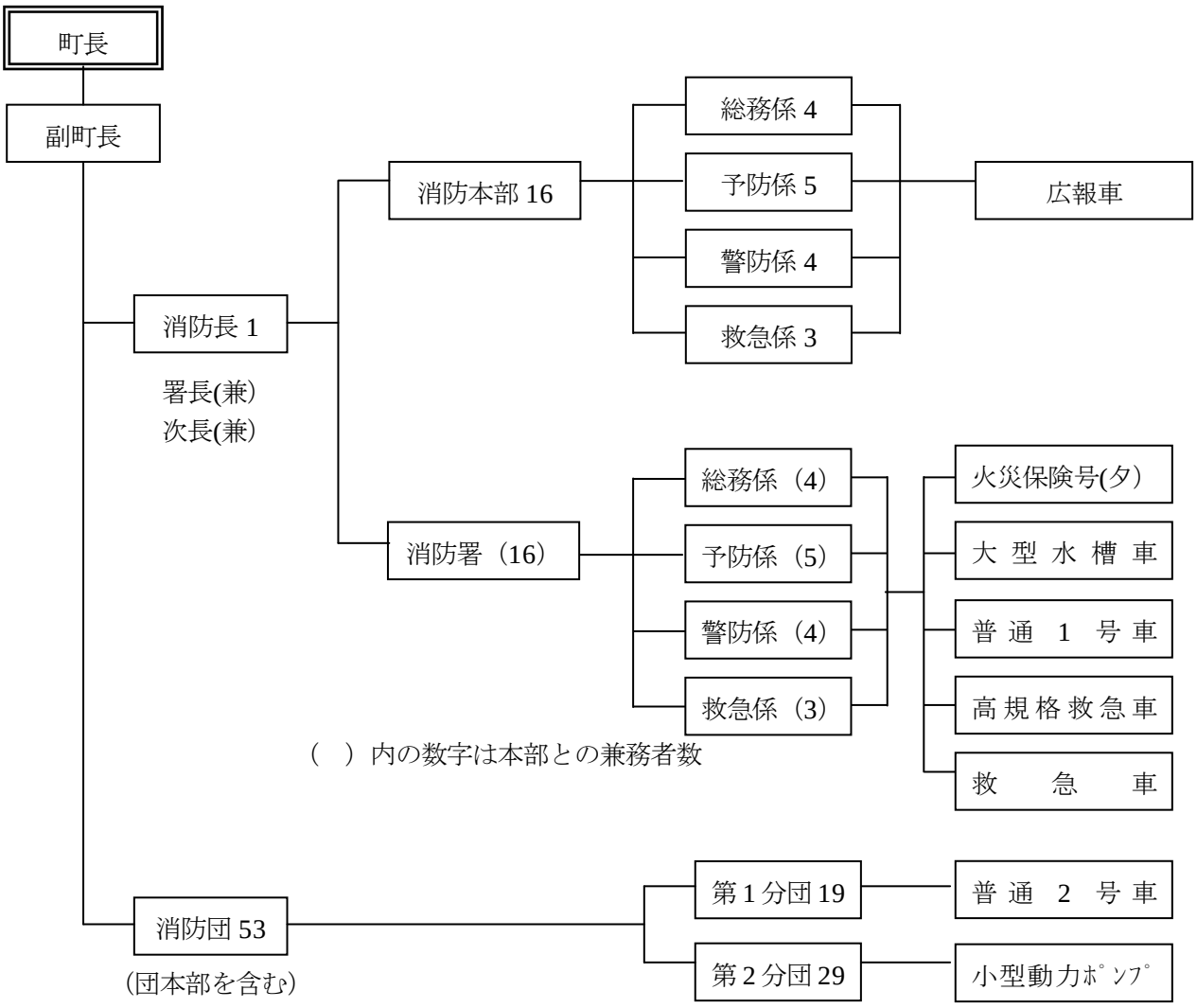

＜別表４＞

水防区域及び市街地における低地帯の浸水予想区域

（１）市街地における低地帯の浸水予想区域

（平成１７年１０月１日現在）

番号	災害発生予想区域				予想される被害				法令等における指定状況						整備計画	
	地区名	場所	災害の要員	警戒区域（面積 距離）	住家（戸）	公共施設（棟）	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	予想区域との関連 全域	予想区域との関連 一部	実施機関	概要
水～1	鵜本町東鵜	町道北線沿線	排水路狭少	39,000㎡ 1,300m	65	－	－	－	－	－	－	－	－	－	町	年次計画により実施中

水防区域及び低地帯浸水予想区域

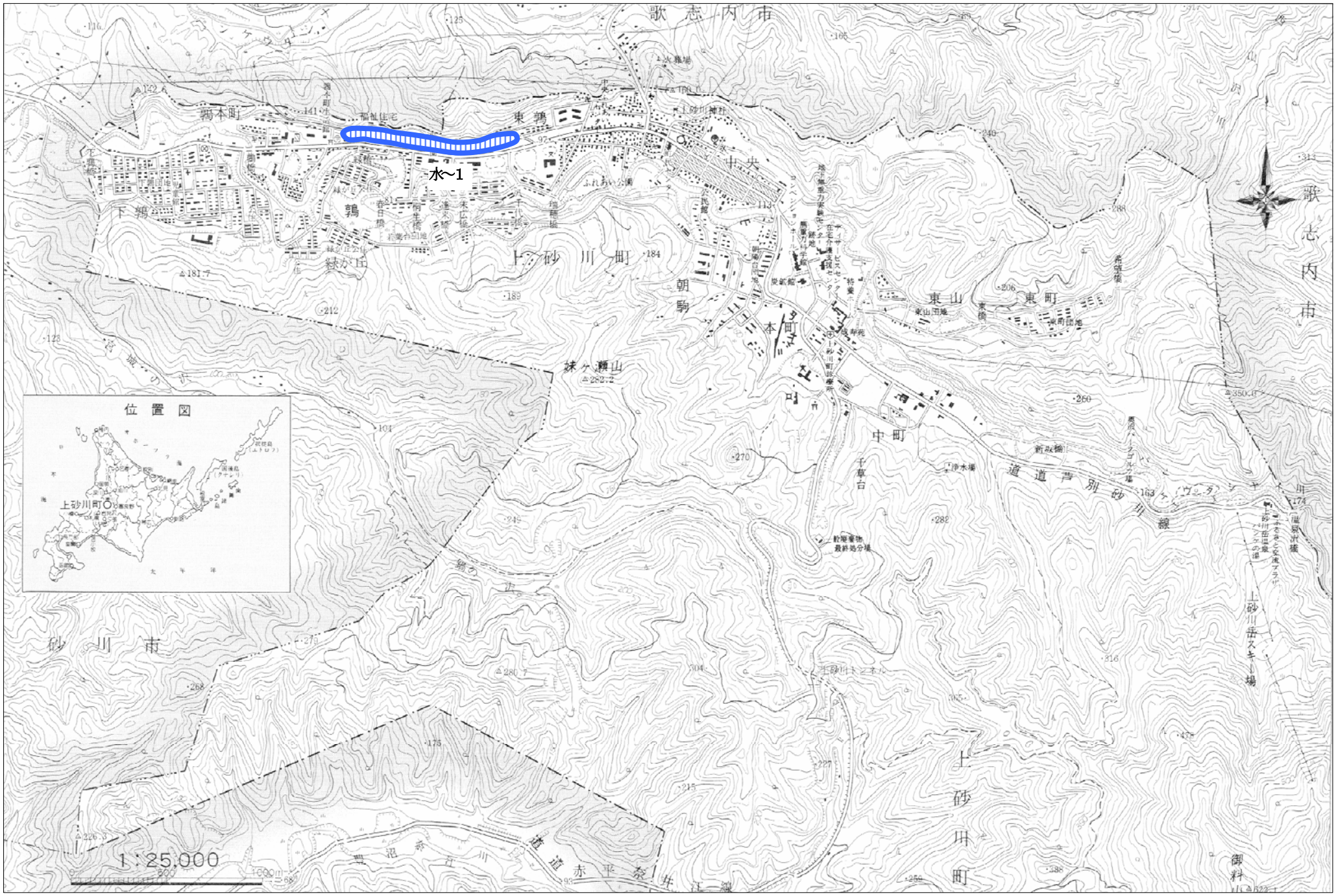

上砂川町役場

＜別表５＞

水防資器材保有状況

平成 17 年 10 月 1 日　現在

水防倉庫	所在地	土のう	鉄線	掛矢	のこ	おの	スコップ	草刈鎌	ペンチ	しの	照明灯	クリッパ	ツルハシ	発電機	救命胴衣	鉄杭	ハンマー	ハンドマイク	チェーンソー
		枚	Kg	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	台	丁	丁	台	着	本	丁	筒	台
上砂川町消防本部倉庫（消防庁舎）	中央北 1 条 4 丁目	3,500		3	1	4	50	12	5		4		6	4	20	30	2	1	1
計		3,500		3	1	4	50	12	5		4		6	4	20	30	2	1	1

＜別表６＞

水防用土砂堆積及び土のう保管場所

平成 17 年 4 月 1 日　現在

地域名	水防用土砂		土のう		鉄杭	
	堆積場所	数量	保管場所	数量	保管場所	数量
上砂川	字上砂川 65 番地	2 万㎥	消防本部倉庫	3,500 袋	消防本部倉庫	30 本

＜別表７＞

町行政無線一覧表

呼出名称		形式	周波数（MHZ）	出力（W）	配置場所	備考
基地局	ぼうさいかみすながわ	固定	466.025	10	企画産業課	
移動局	ぼうさいかみすながわ 101	車載	同上	10	町民生活課	広報車
	ぼうさいかみすながわ 102	車載	同上	10	建設水道課	広報車
	ぼうさいかみすながわ 103	車載	同上	10	建設水道課	広報車
陸上移動局	ぼうさいかみすながわ 201	携帯	同上	1	総　務　部	
	ぼうさいかみすながわ 202	携帯	同上	1	調　査　部	
	ぼうさいかみすながわ 203	携帯	同上	1	水　防　部	
	ぼうさいかみすながわ 204	携帯	同上	1	救　護　部	
	ぼうさいかみすながわ 205	携帯	同上	1	教　育　部	
	ぼうさいかみすながわ 206	携帯	同上	1	支　援　部	
可搬局	ぼうさいかみすながわ 301	可搬	同上	10	消 防 本 部	消防署

（注）１．ぼうさいかみすながわ 201～206（トランシーバー型）は、平常時総務財政課において保管し、水害本部設置と同時に各部に配備するものとする。その他の無線（機器）は、常時配備とする。

２．基地局には、防災無線全国波（466.775MHZ）を併設し、車載型移動局（ぼうさいかみすながわ 101～103）に無線機を積載。

町消防無線一覧表

呼出名称		形式	周波数（MHZ）	出力（W）	配置場所	備考
基地局	かみすながわしょうぼう	固定	150.07	10	消防本部	
移動局	かみすながわそんぽ	車載	同上	10	火災保険号	
	かみすながわおおがたすいそう	車載	同上	10	大型水槽車	
	かみすながわふつう１	車載	同上	10	普通１号車	
	かみすながわふつう２	車載	同上	10	普通２号車	
	かみすながわきゅうきゅう	車載	同上	10	高規格救急車	
	かみすながわきゅうきゅう１	車載	同上	10	救急車	
	かみすながわこうほう	車載	同上	10	広報車	
	かみすながわ１５号	携帯	同上	1	火災保険車	
	かみすながわ１６号	携帯	同上	1	普通１号車	
	かみすながわ１７号	携帯	同上	1	普通２号車	
	かみすながわ１８号	携帯	同上	1	広報車	

（注）１．かみすながわ 15・16 号以外の 10 局（含基地局）は、全国共通波（150.73）を併設。

＜別表８＞

水防関係機関の情報連絡責任者一覧

機関名	電話	連絡責任の職			
		正		副	
		職名	電話	職名	電話
上砂川町役場	0125-62-2011	総務財政課長		庶務係長	
上砂川町消防本部	0125-62-2021	消防長		総務係長	
石狩川開発建設部滝川河川事務所	0125-76-2211	維持補修係長			
札幌土木現業所滝川出張所	0125-22-3434	管理係長			
北海道警察砂川警察署	0125-54-2151	警察官駐在所長			
陸上自衛隊滝川駐屯地第10普通科連隊	0125-22-2141	第３科長			
北海道農政事務所地域第11課	0125-22-1511	課長補佐			
北海道空知保健福祉事務所滝川地域保健部	0125-24-6201	企画総務課長			
ＮＴＴ東日本㈱北海道支店	011-212-4466	災害対策室長			
北海道電力㈱滝川営業所	0125-24-7166	所長			
北海道中央バス㈱空知事業部	0125-22-2104	部長			
上砂川建設業協会	015-62-2121 (三鉱建設内)	事務局長			
空知医師会上砂川分会	0125-62-2011 (役場内線 310)	事務局長 (福祉保健課長)			
空知支庁地域振興部地域政策課	0126-20-0033	地域政策課長		防災主査	

＜別表９＞

水防工法

１．土のうの作成

用　途：各種工法の積土のう・おもり土のう及び詰土のう用

作り方：（１）麻土のうの作成

約 40kg（ショベル 10~13 杯）土を締めながら入れ口締めをする。

麻袋が大きい場合は１～２個所綱で十分締め胴締めする。

（２）かます土のうの作成

土を各部均等に入れたのち入口を巻いて１～２個所胴締めをする。

２．河川堤防の砂堤と水防工法

破堤の原因と過程

ａ．越　水（溢水）　　（積のう・じやかご積み等）

ｂ．漏　水（溢漏）　　（莚（ビニールシート）張り・月の輪等）

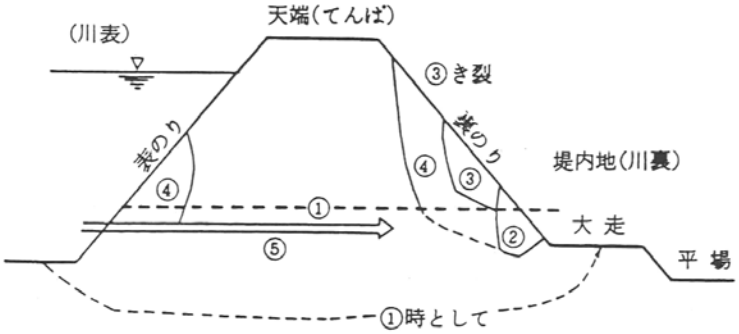

①　のり尻あるいは堤内地に水が噴出または湧出する。

②　漏水孔から土砂が流出し逐次拡大する。

③　堤体は軟弱となり、のりくずれ或いはき裂を生ずる。

④　のりくずれが続き洗堀も生じかつ漏水孔も拡大する。

⑤　通常漏水孔は一挙に吹き出し破堤する。

※　裏のり全体から水がしみ出ている場合は、一挙に破堤することは少なく、漏水口を生じて上記の過程を経ることが多い。

ｃ．洗　堀　　（木流し、三基枠等）

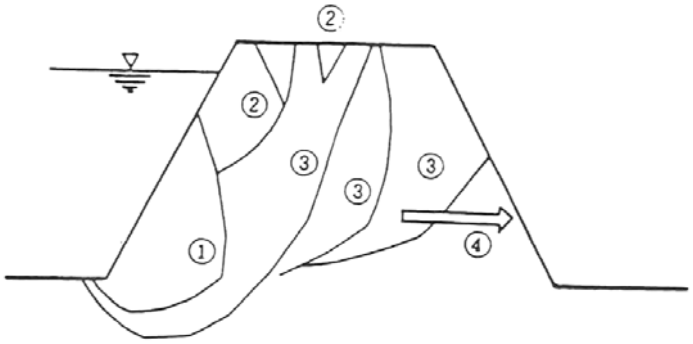

①　土砂等を含んだ激流がのり面及びその基部を洗堀する。護岸がはく離されると洗堀が促進される。

②　のりくずれ・き裂を生ずる。

③　しだいに表のりの洗堀のりくずれが増大し堤防の断面積は小さくなる。

④　漏水を生じ破堤するか、水圧に抗しきれないで押し流される。

ｄ．のりくずれ　　（五徳縫い・杭打ち積土のう・土のう羽口等）

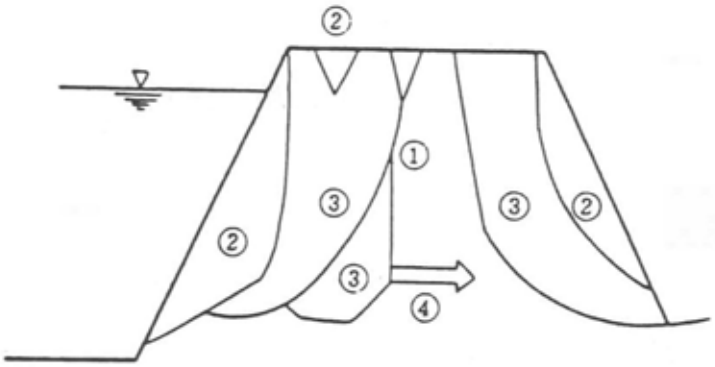

①長時間の高水位により堤体が飽水状態となると土の摩擦力が減少する。
②き裂あるいはのりくずれを生じのり面はすべり落ちる。
③のりくずれ洗堀が続き堤体の断面積は逐次減少する。
④堤体が水圧に抗しきれないようになるか、あるいは漏水等の作用で破堤する。

ｅ．き裂　　（折り返し・抗打ちつなぎ等）

３．河川堤防の水防工法

（１）土のう羽口

目　的：裏のり崩壊補強（減水したのち洗堀された表のりの補強にも可）

作成法：底部をおおむね水平にならし、土のうを小口並びに一層積んで杭を打ち安定をはかる。土のうの間隔と裏には土を入れよく固める。
2 段目から同じ要領で原形ののり面に添う様に積み上げる。

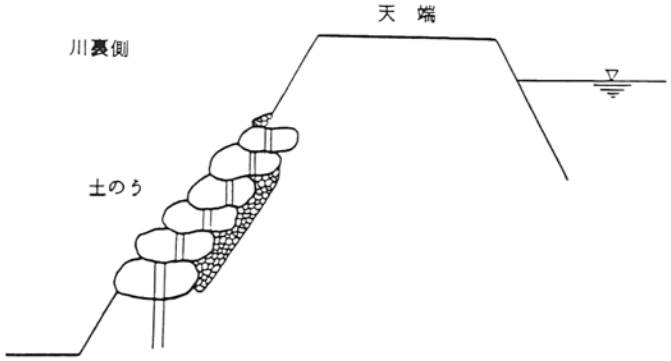

（２）杭打積土のう

目　的：川裏法・崩壊防止

作成法：のり先に土のうを長手に積み上げその支え、長さ 2.5m 内外の杭を 0.6m 毎芯々に打込み、一部に布木を結びつけこれに支柱を数 m 毎、設置し転倒を防止する。支柱の中間に押え杭、根元には止杭を設置する。

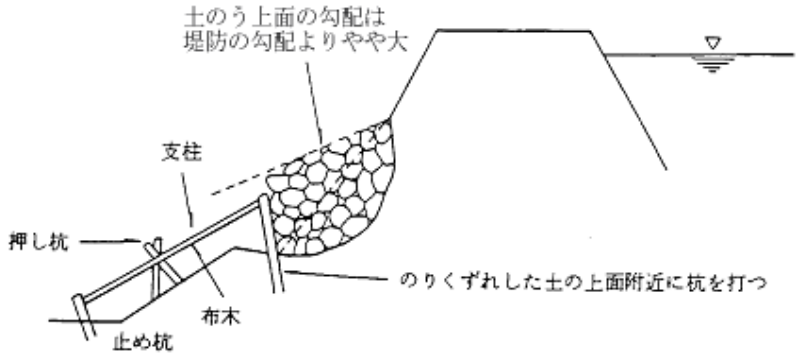

（3）莚（ビニールシート）張り

目　的：川表のり面崩壊及び透水防止

（のみ口が確認出来るとき、確認されたのみ口が直後閉塞出来ないとき、漏水を防止する。畳でも可）

作成法：幅 3 枚、長さはのり尻までの莚を縫い合せ横に約 50cm 間隔にあらし竹（代用可）を縫い付けおもり土のうを最下端に莚 1 枚に 1 俵の割で取付けこれを芯にして簀の子巻きとし､天端から綱により徐々に垂れおろし煽どめの土のうをのせて固定する。

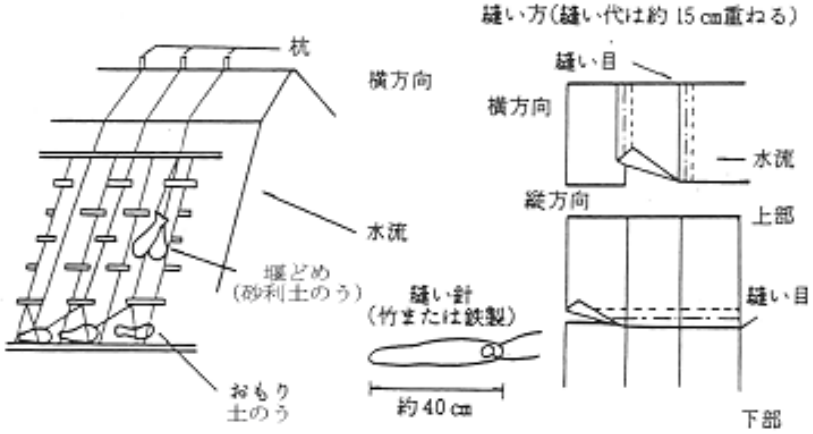

（4）木流し

目　的：急流部流速を緩和し洗堀予防、川表法面、崩壊の拡大防止に用いる。

作成法：樹木を根元から切り、枝におもり土のう（または石俵）を付け根元は鉄線で縛りその一端を留杭に結束して上流より流しかけて崩壊面に安定させる。

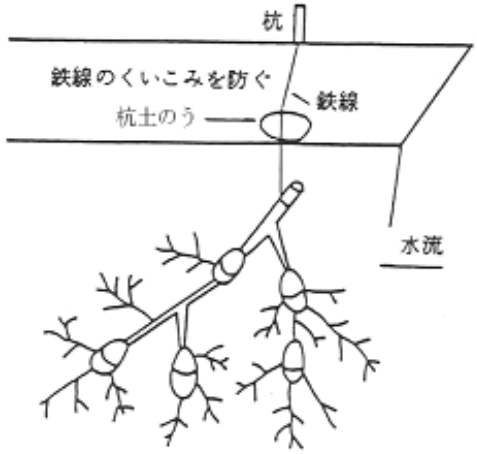

（5）三基枠

目　的：流水の激突を緩和し堤脚崩壊面の拡大防止

作成法：（1）前脚と桁・後脚の結束（前脚と桁は直角）

（2）中合掌木の結束（結束は鉄線により十字結び・斜め結び）

（3）砂払木の結束

（4）棚数材の結束

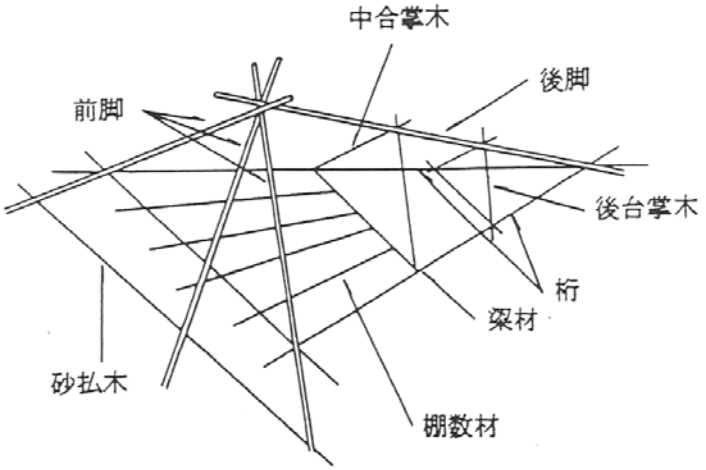

人力設置（作業中ののりくずれに特に注意）

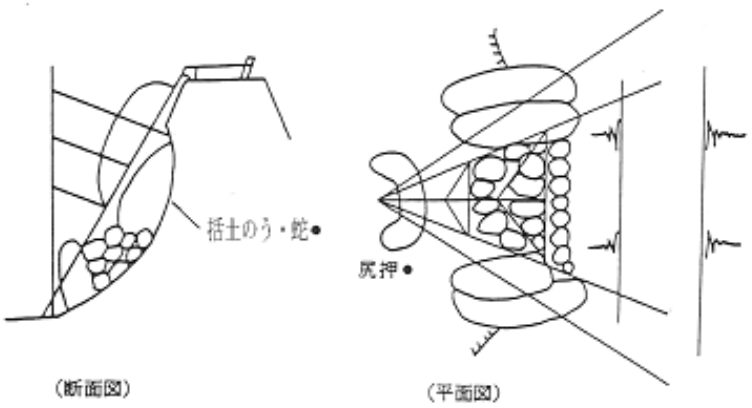

（6）月の輪

目　的：川裏の漏水を土のう堤を築造して漏水圧を弱める。

作成法：漏水口の周囲に土のうを半月状（半径 1.2m～2.0m）に積上げこの中に漏水を淀ませて上透水を堤内の水路などに放流させる。土のう積の高さは水圧を弱める程度とする。

土のう堤の安定をよしとするため柱を打つ。透水は樋を作り土のう堤から放水させ流水口には莚をあて洗堀を防ぐ。

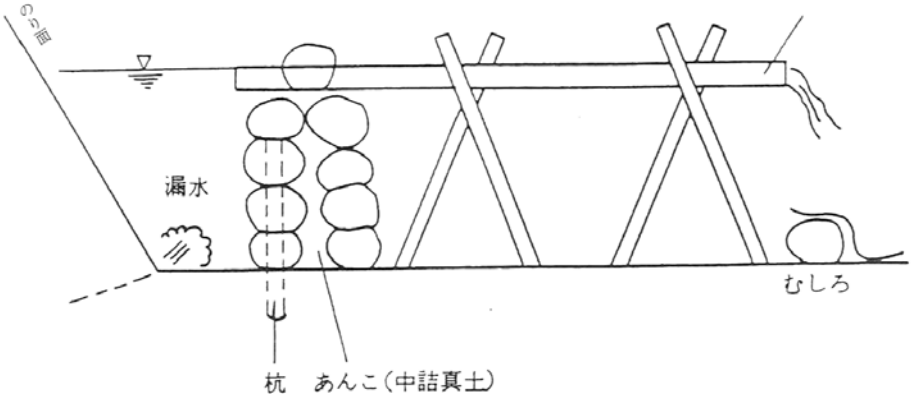

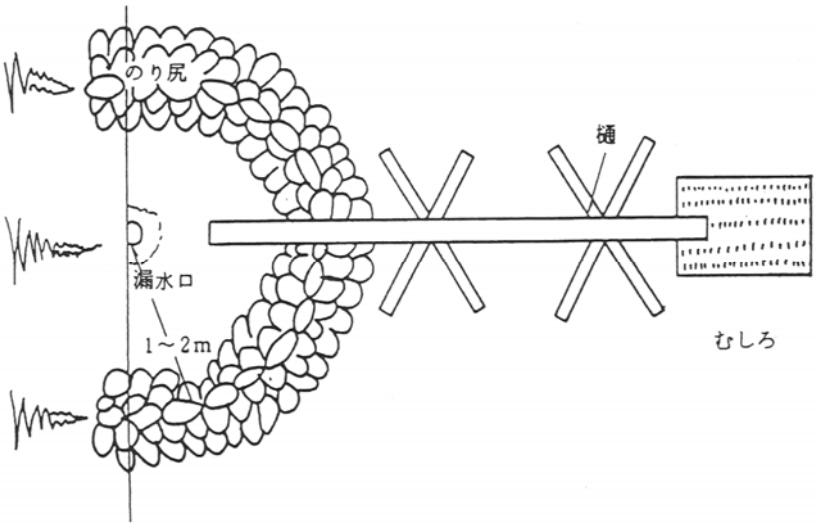

上 砂 川 町 水 防 計 画

沿　革　　平成 元 年 7 月　制　　定
　　平成 20 年 1 月　全部改正

発　行　　上　砂　川　町
編　集　　総務財政課庶務係